

◇静岡県建設工事請負契約約款の一部改正について

1 改正の理由

静岡県建設工事執行規則の改正等による。

2 内容

(1) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事請負契約に係る契約保証の免除（第4条関係）

請負代金額300万円以上の建設工事に係る請負契約については、全て契約保証を付す必要があったところ、発注者からの出動要請に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事については、緊急性のある契約でその必要性が乏しいことから保証を免除することとしました。

(2) 電子保障への対応（第4条、第34条、第35条関係）

契約保証及び前払保証について、電磁的方法による措置が行われた場合には、保険証券や保証証書の寄託が行われたものとみなし、電子保証に対応することとしました。

(3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この改正は、令和6年2月1日から施行する。